

第 7

安全運転管理者等の選任状況等

第7 安全運転管理者等の選任状況等



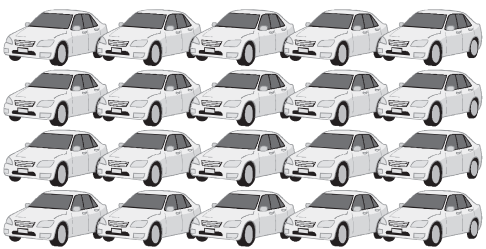
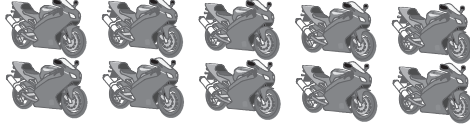
1 制度の概要

安全運転管理者制度とは、安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を事業所における安全運転管理の中核として、安全運転の推進を図り、交通事故防止の体制を確立しようとするものです。



事業主は、一定台数以上の自動車を使用する場合は、その台数に応じ法令で定められた要件を備えた安全運転管理者等を選任し、公安委員会が行う「安全運転管理者等に対する講習」を受講させる義務があります。

2 安全運転管理者等の選任基準

(1) 一般事業所・・・自動車の使用の本拠ごとに選任

安全運転管理者の選任		副安全運転管理者の選任		
車両5台以上 	人数	20台以上（※20台ごとに1人加えていく）	人数	
乗車定員11人以上の車両1台以上1人 	1人	 自動車20台～39台	1人	
自動二輪車10台以上  （※1台を0.5台として計算）		自動車40台～59台		2人
		自動車60台～79台		3人
		自動車80台～99台		4人
		自動車100台～119台		5人
		以下20台ごとに1人加えていく		

(2) 自動車運転代行業者・・・自動車運転代行業の営業所ごとに選任

安全運転管理者の選任		副安全運転管理者の選任	
随伴自動車1台以上 	人数	随伴自動車10台以上人数	人数
	1人	 以下10台ごとに1人選任	1人

3 安全運転管理者の資格要件

	安全運転管理者	副安全運転管理者
年齢	20歳以上の者 ただし、副安全運転管理者を選任しなければならぬ場合は30歳以上の者	20歳以上の者
経験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車の運転管理に関して2年以上の実務経験を有する者 ・ 自動車の運転の管理に関して、上記の者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車の運転管理に関して1年以上の実務経験を有する者 ・ 3年以上の自動車の運転経験期間を有する者 ・ 自動車の運転の管理に関して、上記の者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者
欠格要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公安委員会より安全運転管理者等を解任されて2年を経過していない者 ○ 次の違反をしてから2年を経過していない者 酒酔い・酒気帯び運転、過労・麻薬等運転、無免許運転、救護義務違反、自動車の使用制限命令違反、飲酒運転に関し車両等を提供する行為、酒類を提供する行為及び依頼・要求して同乗する行為、無免許運転に関し自動車等を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為 ○ 次の違反を下命・容認してから2年を経過していない者 酒酔い・酒気帯び運転、過労・麻薬等運転、無免許運転、最高速度違反運転、大型自動車等の無資格運転、積載制限違反運転、車両の放置駐車 	

4 選任・解任の届出

安全運転管理者・副安全運転管理者を選任（解任）したときは、その日から15日以内に公安委員会（事業所の所在地を管轄する警察署）に届出なければなりません。

表 1 安全運転管理者等を置く事業所等

年 別	区 分	一般の本拠数	安全運転管理者数	副安全運転管理者数	使用自動車台数	専従運転者数	自衛隊の本拠数
平成 29 年 12 月末現在		3,025	3,025	790	38,467	64,649	34
平成 28 年 12 月末現在		2,996	2,996	749	37,575	63,410	34
増 減 数		29	29	41	892	1,239	0
増 減 率		1.0	1.0	5.5	2.4	1.95	0.0

表 2 安全運転管理者等を置く事業者等の業種別状況

業種別	官 公 署	公 社 公 団 等	農 業	林 業	漁 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	卸 小 売 業	不 動 産 業	金 融 保 険 業	運 輸 業	電 気 ガ ス 業	通 信 業	サ ー ビ ス 業	そ の 他	合 計
区 分																	
事業所等の数	310	64	6	0	4	6	387	232	315	20	73	34	83	58	1,194	239	3,025
安全運転管理者数	310	64	6	0	4	6	387	232	315	20	73	34	83	58	1,194	239	3,025
副安全運転管理者数	145	7	0	0	0	0	130	59	124	7	16	21	37	25	150	69	790
使用自動車台数	5,473	660	57	0	33	81	6,389	3,553	5,673	309	814	710	1,505	1,242	8,780	3,188	38,467
専従運転者数	16,550	1,803	98	0	93	110	8,101	4,284	6,653	427	1,269	1,725	2,128	1,971	14,003	5,434	64,649

表 3 安全運転管理者の資格要件

安全運転管理者数	年齢別	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳以上	教習修了者 運転管理 一年以上	認定 者
		28人	288人	943人	1199人	567人		
30,25人	地職務上の 地位	使用者	課長以上	係長	主任	その他	491人	26人
		635人	1,800人	125人	180人	285人		
内訳								2,508人

表 4 副安全運転管理者の資格要件

副安全運転管理者数	年齢別	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳以上	教習修了者 運転管理 一年以上	認定 者
		26人	124人	300人	291人	49人		
749人	地職務上の 地位	使用者	課長以上	係長	主任	その他	92人	621人
		1人	370人	145人	94人	180人		
内訳								77人

表 5 安全運転管理者協議会組織の結成状況

組織の名称	財団・社団任意の別	地域組織数	事業所数	安全運転管理者数	副安全運転管理者数	使用自動車台数	備考
安全運転管理委員会	任意	14	3,025	3,025	790	38,467	
協議組織内の事業所等 数と未加入事業所等 数の比較	総数		3,025	3,025	790	38,467	
	未加入者数		0	0	0	0	
	比率		-	-	-	-	

表 6 安全運転管理者等を置く事業者等の規模状況

区分	台数	5台未満 定員11人以上の 自動車1台						計
		5台以上 20台未満	20台以上 60台未満	60台以上 100台未満	100台以上 140台未満	140台以上 180台未満	180台以上 220台未満	
事業所等の数	834	1,632	504	42	10	1	1	3,025
安全運転管理者	834	1,632	504	42	10	1	1	3,025
副安全運転管理者	0	49	502	148	60	8	12	790
使用自動車台数	1,331	16,628	15,899	3,001	1,008	165	230	38,467
専従運転者数	3,994	28,179	24,751	4,826	1,844	0	980	64,649

注 代行5台未満を含む

表 7 安全運転管理者等の選任・解任状況

区分	総数	選任数	解任数	総数に対する割合	
				選任	解任
安全運転管理者数	3,025	423	368	14.0%	12.2%
副安全運転管理者数	790	164	137	20.8%	17.3%

